

# 一般社団法人自在定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人自在と称する。

### (主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を横浜市に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、アートの普及と振興に関する活動を行い、もってアーティスト支援及び若者支援に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

1. アートスペースの運営
2. アートイベントの企画及び運営
3. アートイベント等の情報提供
4. 若者及びアーティストの自立支援及び相談事業
5. 前各号に附帯関連する一切の業務

### (公告)

第4条 当法人の公告は、事務所の掲示場に掲載する方法により行う。

## 第2章 会員

### (種別)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

#### (入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

#### (入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

#### (任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

#### (会員資格の喪失)

第10条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(6) 総社員の同意があったとき。

#### (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第 3 章 社員総会

#### (社員総会)

第 12 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

#### (開催地)

第 13 条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

#### (招集)

第 14 条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに各社員に対して発する。

#### (決議の方法)

第 15 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

#### (議決権)

第 16 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

#### (議長)

第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるとき

は、当該社員総会で議長を選出する。

#### (議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

## 第 4 章 役員等

#### (員数)

第 19 条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 7 名以内

(2) 監事 1 名以上

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

#### (選任等)

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

#### (任期)

第 21 条 理事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

3 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

5 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

#### (代表理事・職務権限)

第 22 条 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

#### **(監事の職務権限)**

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### **(役員報酬等)**

第 24 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

#### **(取引の制限)**

第 25 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

#### **(責任の一部免除等)**

第 26 条 当法人は、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第5章 理事会

### (構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

### (招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事に事故若しくは支障があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

### (理事会規則)

第32条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 基金

### **(基金の拠出)**

第 33 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、一般法人法第 236 条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## **第 7 章 解 散**

### **(解散の事由)**

第 34 条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議。
- (2) 存続期間の満了。
- (3) 法人の合併。
- (4) 社員が欠けたとき。
- (5) 法人の破産手続開始決定。
- (6) 解散を命ずる裁判。

## **第 8 章 計 算**

### **(事業年度)**

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

### **(事業計画及び収支予算)**

第 36 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日まで代表理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。

い。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### **(事業報告及び決算)**

第 37 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第 3 号及び第 4 号の書類については、一般法人法施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告

## **第 9 章 附 則**

### **(最初の事業年度)**

第 38 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。



(設立時の役員)

第 39 条 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

|       |       |
|-------|-------|
| 設立時理事 | 今井嘉江  |
| 設立時理事 | 清水久美子 |
| 設立時理事 | 本谷健   |
| 設立時監事 | 長坂利広  |

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 40 条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

今井嘉江  
清水久美子  
本谷健  
長坂利広

(法令の準拠)

第 41 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に伴う。

以上、一般社団法人自在設立のため、この定款を作成する。

平成 27 年 10 月 3 日

|       |           |
|-------|-----------|
| 設立時社員 | 今 井 嘉 江   |
| 設立時社員 | 清 水 久 美 子 |
| 設立時社員 | 本 谷 健     |
| 設立時社員 | 長 坂 利 広   |